

# 山梨市病児・病後児保育事業「ひまわり」の利用の流れ

## (1) 事前に利用登録

病児・病後児保育の利用を希望する方は、事前に利用登録が必要になります。  
つぎのいずれかの場所へ「山梨市病児・病後児保育事業利用登録」※1を提出してください。

1. 山梨市役所子育て支援課、牧丘支所、三富支所窓口
2. 山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」

※利用登録には、予防接種の状況、感染症の既往歴など病児・病後児保育を適切に行うための詳細な情報を記入いただくものとなっています。よく確認のうえ、利用登録を提出してください。

～ 実際に病気が発病し、利用したい場面がおとすれたら ～

～ 利用 前 日 ～

## (2) 山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」に病児・病後児保育利用の仮予約

病児・病後児保育所「ひまわり」に発病している病名、予定利用時間などを電話で知らせ、仮予約を行ってください。  
(電話番号0553-22-1773(直通))

## (3) 医療機関で受診し、利用連絡票をもらう

かかりつけ医に記入してもらった「山梨市病児・病後児保育利用連絡票」※2を持って、かかりつけ医の診察を受け、病児・病後児保育の利用が可能かどうかを判断してもらいます。利用可能であれば利用連絡票に記入してもらってください。

※東山梨医師会のご好意により、会員医師に利用連絡票を作成いただく場合は無料となりますが、会員以外の医師に作成いただく場合は、通常、有料となりますのでご注意ください。

## (4) 病児・病後児保育所「ひまわり」に病児・病後児保育利用の本予約か仮予約の取消し

かかりつけ医の受診結果を病児・病後児保育所「ひまわり」へ電話連絡し、本予約か仮予約の取消しをお伝えください。

～ 利用 当 日 ～

## (5) 病児・病後児保育所「ひまわり」へ

医師に記入してもらった「山梨市病児・病後児保育利用連絡票」、保護者が記入した「山梨市病児・病後児保育事業利用登録」※3、「山梨市病児・病後児保育児童連絡票」※4、預ける子どもの「健康保険証」の他に、次のようなものをお持ちいただき、病児・病後児保育所「ひまわり」へお越しください。

(※連続(原則7日間まで)して利用される場合、書類の提出は初回のみで大丈夫です。)

持ち物	数量	持ち物	数量
乳幼児医療費助成金受給資格証明証	1	処方薬(薬剤情報提供書がある場合はそちらも)	必要分
母子健康手帳	1	おやつ(保育所のおやつを利用しない方)	2回分
着替え(パジャマなどの楽な服装)	必要枚数	粉ミルク・哺乳瓶	必要分
紙おむつ、下着類	必要枚数	食事用エプロン	2枚程度
大きめのビニール袋(汚れ物入れ)	2枚程度	歯ブラシ	1組
ハンドタオル(手拭・口拭き用)	1枚程度	お尻拭き	1組
バスタオル(お昼寝時に使用)	1枚程度	その他(おしゃぶり、愛用のおもちゃなど)	

(※持ち物は、年齢や症状によって異なりますのでご注意ください)

## (6) 病児・病後児保育所「ひまわり」 受付窓口で

担当職員に必要な書類、持ち物、利用料をお渡しください。書類内容について、簡単な問診をさせていただきます。

### ※必要書類の入手方法について

病児・病後児保育に必要な書類(「山梨市病児・病後児保育事業利用登録」※1、「山梨市病児・病後児保育利用連絡票」※2、「山梨市病児・病後児保育利用申込書」※3、「山梨市病児・病後児保育児童連絡票」※4)を、次のいずれかの方法で入手してください。

- ・山梨市役所ホームページからダウンロード
- ・山梨市役所子育て支援課、牧丘支所、三富支所窓口から
- ・山梨市保健センターから